

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年3月31日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530505

研究課題名（和文） 我が国の財務報告における環境リスクに関する会計情報の開示

研究課題名（英文） Disclosure of Accounting Information Related to Environmental Risk on Financial Reports in Japan

研究代表者

川原 尚子（KAWAHARA NAOKO）

近畿大学・経営学部・教授

研究者番号：40511184

研究成果の概要（和文）：

本研究では、我が国の企業情報開示制度における投資家向け財務報告における企業の環境問題のリスク情報開示の課題を検討している。持続可能性情報の開示を求める諸外国地域の制度および国際的合意における発展状況の調査をふまえ、開示可能性を検討している。そして、我が国の上場企業等の有価証券報告書で初年度適用となった資産除去債務会計の開示状況を分析し環境問題の明瞭な説明に向けた改善を提言している。

研究成果の概要（英文）：

This research examines the issues of disclosure of accounting information related to environmental risks on financial reports in Japan based on mandatory annual reports for investors. The research explores the current development regarding disclosure of sustainability information, which has been increasingly needed to be accounted for by investors and other stakeholders within various institutional frameworks and international agreements around the world. The research analyzes the disclosure practices of accounting for asset retirement obligations, which was first regulated in Japanese mandatory reporting in 2010. The research recommends the need for further improvements for clear risk disclosure.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：環境会計

### 1. 研究開始当初の背景

これまで、私は財務報告における環境情報の信頼性に関する研究に取り組んできたが、今回の研究テーマもその一環にある。これまでの研究経緯と主な成果は、以下の通りであ

る。まず、2006年に「有価証券報告書における非財務情報としての環境リスク情報の開示」で国内企業の環境関連の記述が有価証券報告書で増加している状況を考察した。また「環境 KPI の開示と保証」（『環境報告書の

保証』第5章)では英国の株主向け財務報告での環境重要業績指標の法規制導入のための実務指針等を検討した。ここで得られた知見として、業種別に重要な環境リスクがあり、その内容と状況について、投資者株主など利害関係者に説明をするために必要となる、比較可能な指標が重要であることである。今回も、この業種別の環境リスクの問題を取り扱う。

2007年に「有価証券報告書の事業等のリスクでの環境情報の開示」で、我が国の有価証券報告書の非財務情報として「事業等のリスク」の項目で、どのような環境リスク情報の開示がされているかをさらに詳しく調査した。我が国では、事業等のリスクの項目で、環境リスクの内容が扱われつつあるが、その記載が叙述的で、何ら明瞭な指標や、比較可能な情報が見られない問題点を指摘した。

2008年に「財務報告における環境情報開示に関する国際文献研究」により、財務報告での環境情報に関する開示の有効性を検討する文献を多く調べた。さらに「有価証券報告書の事業等のリスク記載における環境法規制リスク」では、我が国企業の有価証券報告書の事業等のリスク記載で、どのような環境法に関する記述がなされているかを分析した。ここでは、事業経営において環境法令規制強化と違反行為に対する社会的批判や説明責任を求める利害関係者のニーズの高まりが背景にあるも、同業種でも記述のばらつきがあり、法令遵守管理コストや違反の際の損失リスクに関して、財務数値への影響の重要性の観点から、明瞭な記述が見られる可能性が少ない問題点を指摘した。

2009年には「企業財務と環境情報に関する国際文献研究」で環境情報が株価にどのような影響を及ぼすかなど、市場との関係に焦点を当てた研究を調査した。金融資本市場における環境情報への関心の高まりや実際の情報への反応に関して、国際的な実証研究を含む様々な文献を調査し、企業の環境リスクに関する情報は市場の株価形成や債権者の与信の判断に有用であることの重要な見解を得た。そこでどのような情報がより選好されるか市場関係者のニーズを調査する必要があるとの認識に至った。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、我が国の財務報告における環境リスクに関する会計情報を適切に開示するための指針策定に関する政策提言の基礎を提供することにある。現在、我が国企業の環境に関するリスク情報は、有価証券報告書等の事業等のリスクの記載項目その他で開示されつつあるが、内容や記載箇所にはばらつきが見られ、開示の有効性に問題が見られる。本研究では、1) 環境リスク情報の非

財務・記述情報と財務・数字情報の開示状況分析、2) 業種に特有の環境リスク開示の方法や項目、基本的指標、制度開示指針に関する欧州・英国の状況分析、また3) 我が国財務報告での環境リスク情報の有効な記述を促すための、有効な指標の在り方に関する研究を行い、業種別の開示指針を策定するための基盤となる調査研究を行うものである。

また、「環境報告の情報の信頼性と保証」では、我が国企業の環境報告に対して、公認会計士等が情報の信頼性を担保する場合の、有効性と限界に関して検討した。企業財務報告では環境情報の提供に関して、具体的な法令や指針が見られないことから、自主的な広報媒体である環境報告書などを通じた環境報告が行われている。しかし、そこでの公認会計士等の情報の信頼性の保証に対する業務に関して、必要性や有効性があるにもかかわらず、限定された数の保証が付与されている実態が明らかとなり、環境情報の自主的開示と保証実務の限界を示唆する研究を示した。そこで、強制力のある企業情報開示制度において、環境情報を開示し、公認会計士等が適切な保証手続きをもって環境リスク情報開示の精度を高めることが、投資者や株主への意思決定に有用との着想を強くした。

さらに、「持続可能性報告における情報の保証問題」では、公認会計士等が行う保証実務に焦点を当てた分析を行った。実務的に環境やその他社会情報を含む持続可能性情報を保証する場合、どのような内容、保証の程度、その結果の報告になるのか具体的に調査し問題点と課題を検討した。そして具体的指針や指標の有効性やその保証実務での適用可能性の検討が必要であると考えた。

最後に、「年次報告における企業責任指標の課題」では、アニュアルレポートで環境および社会の情報の指標化に関する国際連合での歴史的成果を振り返り、具体的な指標の開発の経緯とその適用の問題点をレビューした。国際連合の環境効率指標や社会的責任指標の情報開示の発展途上国での取り組みにより、企業情報の透明性を高めるためには、具体的に有効な比較可能な指標の開発が必要であり、その適用を実際に市場でテストしていく重要性である。このことから、我が国でも財務情報にそのような情報開示の要素を入れる場合に、どのような開示項目や指標を準備するか、強制するかに関する実務指針の内容の吟味、及び資本市場関係者のニーズを調査し、情報提供側企業の実行可能性を高めるためのインセンティブを明らかにすべくより厳密に調査検討すべきとの着想に至った。

## 3. 研究の方法

この研究に関連する分野は学際的である

が、中でも国際会計基準、国際財務報告基準、国際監査・保証業務基準、国際会計士連盟の公表する基準、環境・持続可能性報告、公認会計士等の行う保証業務や監査業務、環境管理や環境監査、国際連合の持続可能性に関するプロジェクトや金融委員会の公表する責任投資基準や赤道基準、GRIのガイドラインやAA1000(アカウンタビリティ1000)基準、欧州の会社法現代化やリスボン戦略(持続可能性戦略)を背景とした企業情報開示の透明化、我が国の地球温暖化対策法など環境政策や我が国の環境報告ガイドライン環境情報開示政策、これらの議論を基礎とした包括的研究とした。そして、市場関係者と情報提供者の企業の年次財務諸表開示に焦点を絞り、環境に関連したリスク情報をいかにタイムリーに適切に明瞭に提供するかのための指針策定を目指すための基礎となる実証結果を提供することとした。

研究方法として、まず国外の文献研究および研究者等との意見交換をふまえて国際的動向を吟味し、我が国での実際の開示状況を分析し、課題を整理した。

#### 4. 研究成果

平成22年度は、国内動向などの状況を踏まえ、問題点を洗い出すための資料収集と分析、国内外での学術及び実務分野の関係者のヒアリングを行った。

具体的には、企業の環境リスク情報の非財務・記述情報の開示状況の分析と問題点の洗い出しをパイロットテスト的に行った。対象は国内外の大企業とし、年次ベースでの開示に関して、環境リスク情報やその他の関連情報がどのように開示されているか、記述内容を分析した。この分析内容の一部を、企業関係者へフィードバックし、企業側の課題に関する情報収集を行った。

英国では、環境および持続可能性会計の分野の学術分野での世界的に優れた複数の研究者と、非財務情報の開示や、環境報告の情報の信頼性について討議した。特に、重要業績指標の研究の進んでいる欧州の会計士団体や、英国の会計士団体の情報も入手し、財務報告の信頼性に影響の大きい職業専門家の視点についての情報収集ができた。また、英国の大手会計事務所や職業会計士団体などで実務専門家と意見交換をした。国際財務報告基準(IFRS)で開示を行う国際的企業の先進的開示の状況についてヒアリングした。特に、温暖化ガス情報の開示に関する英国での動向や統合報告での環境開示など、環境・CSRレポートや、環境リスクその他の情報開示に関する国際的動向に関して、主な特徴や課題を討議し情報収集をした。

平成23年度は、国内の環境リスク開示の分析を行い、国内海外でこの分野の共通の視点

から研究を行う学術及び実務分野の関係者のヒアリングを行うことができた。中でも、環境リスク情報が、実際に証券市場で公表される場合、有価証券報告書が主な開示報告書となるが、その場合、非財務・記述情報が、日本企業あるいは欧米企業でどのように開示されているかを検討分析できた。

さらに、イギリス、アメリカ、カナダでの環境情報の開示を促進する法規制と関係団体の公表文書を分析した。イギリスの文書に関しては、発行元の会計団体、実務家、学術研究者と環境情報の開示レベルに関する具体的に実践的討議を行った。また、開示と報告に関する国際学会への参加を通じて、国際レベルでのこの問題の議論を把握し、問題点を理解することができた。イギリス、アメリカ、スペイン、ハンガリー、フランス、オーストラリアの研究者による企業情報開示と関係者の視点の分析が、とりわけ興味深く、またブラジル、中国、インドネシアなどの新興諸国の研究者のスタンスとの比較検討を経て、わが国での研究の視座をよく整理することができたと考える。

特に、温暖化ガス情報の開示に関する英国やアメリカでの研究動向について、この問題がかなりの関心事であったことが伺えた。またCOPなど国際的気候変動条約の動向は、今後の統合報告、環境・CSRレポート、環境リスクその他の財務報告での情報開示に関する国際的動向を考える際の重要な論点であり、専門家との討議と情報収集を経て、重要な知見を得ることができた。

平成24年度は、最終年度として当初の計画の意図の通り、効果的な研究の成果を導くことができた。まず「証券制度における財務報告での環境開示ーカナダ証券管理局『環境報告指針』ー」の論文で取りまとめた通り、カナダ証券管理局の「環境報告指針」の文書をもとに、証券制度における環境開示の可能性に関する研究を取りまとめた。カナダの「環境報告指針」は既存の制度の枠組みで、報告書発行者に対して、明瞭で一貫した包括的で信頼できる環境開示に関する意味ある環境情報の伝達を求めている。「環境報告指針」は環境開示の透明性と品質を改善する可能性がある。しかし、制度指針が存在する中で、環境情報の信頼性を確実にするための効果的な戦略とプロセスを発行者が確立することが不可欠で、企業の開示態勢が環境リスク開示の程度に影響するとの結論に至った。この内容について平成24年9月の国際社会環境学会でカナダの研究者から鉱業や農業分野のカナダの特殊事情について貴重な知見を得ている。

また、「有価証券報告書における資産除去債務の環境開示と監査」の論文に取りまとめた通り、日本の上場会社を対象に包括的な研究

を実施した。投資家向けの制度財務報告での企業の環境問題の開示に関する財務報告基準や開示ルールは、日本では初期段階にあるので、資産除去債務の会計基準が初年度適用された日本の上場企業の2011年の有価証券報告書における環境開示分析は非常に有意義であると考えられる。資産除去債務での会計の見積りへの不確実性と監査の意味合いを検討し、環境リスクの開示の意味を検討している。分析結果が示す通り、有価証券報告書に資産除去債務に関連した環境開示企業は非常に少なく、また資産除去債務の公正価値の見積りへの情報も十分ではなかった。何を環境リスクとして開示するか、その実現に関する説明について、透明性の高い開示のためのさらなる方策が必要であることが明らかとなった。そして環境問題の明瞭な説明に向けた改善の必要性を提言している。この研究に関連して複数の研究会で報告することができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 川原 尚子、証券制度における財務報告での環境開示－カナダ証券管理局「環境報告指針」－、商経学叢、査読無、58巻2号、2012、57-84
- ② 川原 尚子、有価証券報告書における資産除去債務の環境開示と監査、商経学叢、査読無、58巻3号、2012、213-234
- ③ 川原 尚子、気候変動に関するリスクと重要業績評価指標 (KPI) の開示－有価証券報告書の開示分析－、商経学叢、査読無、57巻2号、2011、23-62
- ④ 川原 尚子、年次財務報告における環境開示と監査への影響、商経学叢、査読無、57巻3号、2011、307-333
- ⑤ 川原 尚子、国際財務報告基準 (IFRS) を適用した欧州企業の有価証券報告書における環境開示、商経学叢、査読無、58巻1号、2011、1-46

[学会発表] (計5件)

- ① 川原 尚子、持続可能性報告の課題－制度開示と保証－、関西監査研究学会、2012年10月20日、甲南大学 (兵庫県)
- ② 川原 尚子、農業活動の会計における公正価値会計－IAS第41号「農業」－、会計情報研究会、2012年5月19日、近畿大学 (大阪府)
- ③ 川原 尚子、有価証券報告書における資産除去債務の開示と公認会計士監査、関西監査研究学会、2011年10月15日、甲南大学 (兵庫県)

- ④ 川原 尚子、国際財務報告基準 (IFRS) 適用の財務報告における環境開示－国際的視点、会計情報研究会、2011年5月14日、近畿大学 (大阪府)
- ⑤ 川原 尚子、企業の気候変動情報の課題－国内外企業の開示事例の比較と検討－、サステナビリティ経営研究会 (環境管理会計研究所)、2010年8月24日・26日、国際カンファレンスプラザ (大阪)・新宿NSビル (東京)

[図書] (計1件)

浦崎直浩編著 (共著)、中央経済社、これから学ぶ会計学、2011、178-192

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

川原 尚子 (KAWAHARA NAOKO)  
近畿大学・経営学部・教授  
研究者番号：40511184

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：